

令和7年度 田口緑地の利用方法について

1 利用者の範囲

- (1) 市内の公共的団体及びこれに準ずる団体
- (2) 市内に在住し、在勤し、または在学する者が代表する10人以上の団体であって、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、または在学するもの
- (3) その他市長が認めるもの

2 開場期間等

- (1) 開場期間 6月1日から翌年の3月31日まで
※4、5月は芝生養生期間のため、休場とする。
- (2) 開場時間 午前6時から午後6時まで
- (3) 休 場 日 令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日

3 利用方法

施設を利用する者は、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。

4 予約方法

4ヶ月ごとに一度、ヤマト市民体育館前橋で利用調整会議を行い、利用受付を行う。調整会議後は、随時予約を受け付ける。

区分	利用月	調整会議日	調整方法
第1回	6月・7月	4月15日(火)	抽選方式 受付 18:00~18:30 抽選開始 18:30(若番から) 1団体 5コマ
第2回	8月~11月	6月17日(火)	抽選方式 受付 18:00~18:30 抽選開始 18:30(若番から) 1団体 5コマ
第3回	12月~3月	10月15日(水)	抽選方式 受付 18:00~18:30 抽選開始 18:30(若番から) 1団体 5コマ

5 利用時間帯

6~9時、9~12時、12~15時、15~18時の3時間ごとに利用できるものとする。※3時間=1コマ

6 利用可能日数

利用調整会議時：月 5 コマまで予約可

利用調整会議後：月 10 コマまで予約可（調整会議当日の予約も可）

7 優先予約

次に掲げる利用については、利用調整会議より前に優先的に予約を行う場合がある。

また、「6 利用可能日数」の枠を超えて利用を行う場合がある。

- (1) 地元自治会での利用（田口町自治会）
- (2) 前橋市が主催、共催または後援する大会等
- (3) その他スポーツ課が必要と認めるもの

8 利用の制限

- (1) 雨天時の利用は、禁止とする。
- (2) スパイクシューズは、スポーツ課が必要と認めるものを除き禁止とする。
- (3) 天然芝保全のため、年間利用日数は、原則 60 日程度とする。
- (4) 多目的広場において、野球、ソフトボールでの利用は禁止とする。

9 遵守事項

- (1) 利用許可を受けていない施設及び附属器具を使用しないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品の販売、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 火災その他の災害の防止に万全を期すること。
- (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

10 受付窓口

ヤマト市民体育館前橋（原則月曜休館）

住所 前橋市上佐鳥町 4 6 0 - 7

電話 0 2 7 - 2 6 5 - 0 9 0 0

※この利用方法は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの利用について、適用するものとする。